

付 3. 電気学会 CPD ガイドライン

(ガイドラインの目的)

本ガイドラインは、電気学会が実施する CPD(Continuing Professional Development ; 継続研鑽) について定めるものです。

(CPD とは)

技術者が自己の技術能力を自己研鑽によって高め、倫理観の強い技術者として人格と保有技術力を社会から認められる行為をいいます。

(CPD 登録会員)

CPD を行う技術者は学会事務局に CPD 登録会員として登録を行なって下さい。学会は CPD 登録を行った CPD 登録会員が確かな技術力を持ち、社会から信用されるように、研鑽のための行事・イベントを実施し支援します。

(CPD の範囲)

CPD の範囲は、技術者が自己の能力を開発するために、生涯にわたって行う研鑽活動すべてに及びます。専門技術分野以外に一般教養分野も含まれます。その内容はホームページに「教育分野と内容」として示しています。

(CPD 対象プログラム)

電気学会定款では、「電気に関する学理及びその応用の研究調査並びにその成果の利用についての発表・連絡・知識意見の交換調整及び情報の提供等を行う場となる」事業を行うことを定めています。従って電気学会の行事・イベントは参加する技術者の自己研鑽に供せられるものといえますので、原則として CPD 対象プログラムとなります。

日本工学会 CPD 協議会に参加している学協会が提供する行事・イベントも電気学会と同趣旨ですので、電気技術者として自己研鑽に有用なものであれば CPD 対象となるプログラムと認めます。

上記以外の団体が提供する行事・イベントが CPD 対象プログラムとなるかどうかは、その内容を証する資料を事務局に提出して認定を求めて下さい。

(CPD 登録会員の責務)

CPD 登録会員は CPD 登録会員規約に従わなければいけません。規約はホームページに「CPD 登録会員規約」として示されています。

(CPD 実施記録の登録)

CPD 登録会員は自己の CPD 活動を「電気電子・情報系 CPD 会員システム」に登録すると活動項目に応じて CPD ポイントが付与され、CPD 実施記録証明書の交付が受けられます。登録の際には、参加証・領収書など実際にその活動を行った証拠となるものを手元に保管しておいて下さい。

(CPD 活動項目とポイント)

CPD 活動は知識、実務、貢献の 3 形態に分類され、CPD 登録会員は各形態の活動をバランス良く実施することが望まれます。活動項目とそれに応じた CPD ポイントはホームページに

「CPD ポイント表」として示されています。自分の活動内容がどの活動項目に該当するか不明の場合は、ホームページの「CPD ポイントに関する FAQ」を参照して下さい。

(CPD 実施記録証明書の交付)

「電気電子・情報系 CPD 会員システム」には1年間に実施した CPD 実績を纏めて表示する機能があります。年間の CPD 実績表を CPD 実施記録証明書として交付を受けたい場合は、事務局に「電気電子・情報系 CPD 会員システム」の画面または文書で発行要請を行って下さい。発行手数料を納入すると、納金確認後に交付されます。

(CPD 認定技術者)

CPD 登録会員のうち、顕著な CPD 活動の結果、高い CPD ポイントを獲得した人は申請・審査により、「電気学会 CPD 認定技術者」の資格を得ることができます。認定者は、名刺に資格名を記載できる利点があります。この資格は5年毎の更新制であり、更新条件を満たさないと失格となります。認定を得ようとする人は5年間の CPD 実施記録証明書を添付して事務局に申請を行って下さい。

(CPD に関する問合せ)

CPD システムに関する質問は事務局にて受け付けます。ホームページの「CPD に関する質問受付」より問合せして下さい。

(付 則)

1. 平成 23 年 4 月 6 日，総務会議にて承認制定。
2. 令和 7 年 10 月 3 日，理事会において一部改正。